平成２３年（フ）第８８号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東原前190番地１　ハイツＷＥＡＬⅢ209号
債務者　西澤　進一
１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７３号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　Ｂ２棟１号
債務者　佐藤ます子（旧姓牧野）
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第８２号
茨城県高萩市有明町３丁目53番地　板橋荘101号
債務者　工藤　良子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７５号
茨城県行方市玉造甲5590番地５　第二緑ヶ丘住宅26号
債務者　樋口　和仁
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第８０号
茨城県神栖市土合東１丁目９番18号ヨシムラ荘Ｂ棟
債務者　菅谷　知代（旧姓加瀬）
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３１８号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅32棟306号、申立時の住所千葉市緑区古市場町474番地178　高澤方
債務者　尾関　里栄
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８８号
千葉市稲毛区長沼町82番地６エメロード長沼105号、申立時の住所千葉市稲毛区長沼町248番地２　オーベル稲毛長沼405号
債務者　塚本　和夫
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５４号
千葉県船橋市西船５丁目19番10―206号
債務者　嶋田　裕章
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７７号
千葉県市原市西五所12番地６　ロイヤルハイツ101
債務者　深澤マユリーこと　フカザワ　マユリー
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６６号
千葉県八千代市大和田新田402番地35フィールドコート澤田Ⅱ―102号
債務者　沖沢　友弘
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８０号
千葉市中央区弁天２丁目23番１号　公団住宅616号
債務者　小野　幸枝
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８６号
千葉市中央区末広１丁目22番15号　ヒロ末広404号
債務者　村松美枝子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００５号
千葉県習志野市東習志野２丁目16番１―107号
債務者　都筑　洋子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００９号
千葉市若葉区小倉町1758番地２　ヴィレッジ松本Ｂ棟206号
債務者　井野　克俊
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１３号
千葉県船橋市大穴北２丁目６番１棟112号
債務者　徳永　澄博
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１６号
千葉県市川市原木３丁目６番17号　第一泰山荘205号
債務者　大高　洋子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７２号
千葉県船橋市前原西５丁目14番15号　さくらハイツ101号
債務者　青木　昌和
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係